東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年6月1日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　など

平成18年6月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	中央操作室換気空調機（C3－1B）圧力スイッチ（PS－76－324）の点検時、接断差に精度外が認められたため、当該スイッチを修理	
2	3号機	不活性ガス系窒素供給流量制御計（P－16－108）の点検時、計器端子台に割れが認められたため、端子台を修理	
3	3号機	高圧復水ポンプ（A）潤滑油圧力マイクロスイッチ（PSH－58－17A）の点検時、動作不良（チャタリング）が認められたため、当該圧力スイッチを修理	
4	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ塔（D）温度検出器（TE－24－444D）の点検時、エレメントの接地不良が認められたため、エレメントを修理	
5	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（ACH3－5）の点検時、圧縮機（A）吐出圧力指示計に動作不良（指針固着）が認められたため、当該計器を点検・修理	
6	3号機	硫酸第一鉄注入タンク出口コック弁（V－77－334）において、ハンドルに折損が認められたため、ハンドルを交換	
7	3号機	復水脱塩装置加熱蒸気配管元弁（W－50）の点検時、グランド及びボンネットボルト全数に腐食が認められたため、当該部品を交換	
8	5号機	排気筒ドレンサンプポンプ（B）電動機の点検時、シャフト軸受部（負荷側・反負荷側）に摩耗が認められたため、当該シャフトを修理	
9	5号機	廃棄物処理系廃スラッジサージポンプの洗浄用水入口弁（AO－20－568）において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	タービン建屋南側換気空調系給気ファン室の南側壁脇配管床貫通部において、開口部に養生不良が認められたため、当該部を修理	
11	集中環境施設	ストームドレンサンプ処理設備建屋漏えい水サンプポンプの試運転時、軸受部より異音(金属音)の発生が認められたため、当該ポンプ部を点検・修理	

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話:0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで